

第71回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始予定 午前9時）

開催場所

大阪市西区新町1丁目7番1号

当社本社4階会議室

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

郵送又はインターネットによる議決権行使期限

2019年6月24日（月曜日）午後5時まで

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |

Contents

第71回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使の方法についてのご案内	3
株主総会参考書類	6

添付書類

▶ 事業報告	14
▶ 連結計算書類	32
▶ 計算書類	35
▶ 監査報告書	39

日本ピラー工業株式会社

証券コード：6490

(証券コード：6490)

2019年5月31日

株 主 各 位

大阪市西区新町1丁目7番1号

日本ピラー工業株式会社

代表取締役社長 岩 波 清 久

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使の方法についてのご案内」に従って、2019年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時）
2. 場 所 大阪市西区新町1丁目7番1号 当社本社4階会議室

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第71期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.pillar.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
- なお、監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表になります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.pillar.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。6頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の場合

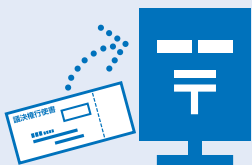


同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2019年6月25日（火曜日）午前10時

郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）午後5時到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスいただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細は4頁から5頁までの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

行使期限

2019年6月24日（月曜日）午後5時受付分まで

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から**当社の指定する議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) に**アクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2019年6月24日（月曜日）午後5時受付分まで

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。

QRコードを読み取る方法



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力**は**不要**です。



議決権行使書副票（右側）

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

2回目以降のログインの際は…

次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

次頁へ

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法



パソコン・2回目以降の スマートフォンの場合

1 議決権行使サイトへアクセス

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

次の画面へ

なお、本サイトは午前2時から午前9時までの間、保守・点検のため取扱いを停止させていただきますこととあらかじめご了承ください。

Copyright © 2005 Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation All rights reserved.

2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に 記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力の上、「ログイン」を選択してください。
(4桁区切りで入力してください。)

ログインID (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード (半角)

ログイン

パスワードを変更する場合は、ログインIDおよび現在登録されているパスワードをご入力の上、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

3 現在のパスワードを入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

送信

8文字以上12文字以内で、英字、数字、記号の3種類全てを含めて、半角で入力してください。
利用可能な記号は：!@#\$%^&*+-=,./:;<=>[]{}~です。

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。



携帯電話による議決権行使

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます(パソコン、スマートフォン又は携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます)。

- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、通信料金等)は、株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、第71期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、1株につき普通配当20円に特別配当5円を加え、1株につき25円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額 611,181,125円
なお、中間配当金として1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき45円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席回数 (2018年度)
1	いわ 岩 なみ きよ ひさ 波 清 久 再任	代表取締役社長 社長執行役員	100% (6回/6回)
2	いわ 岩 なみ よし のぶ 波 嘉 信 再任	取締役 専務執行役員 営業本部長	100% (6回/6回)
3	ほし 星 かわ いく お 川 郁 生 再任	取締役 専務執行役員 技術・生産部門管掌、 生産本部長、三田工場長	100% (6回/6回)
4	しゅく 宿 なみ かつ ひこ 南 克 彦 再任	取締役 常務執行役員 管理本部長、経営企画部長、 安全保障貿易管理室長	100% (6回/6回)
5	すず 鈴 き よし のり 木 吉 宣 新任 社外 独立	—	—

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	いわ なみ きよ ひさ 岩 波 清 久 (1948年12月14日生) 再任	1978年 8 月 当社入社 当社取締役 1985年 2 月 当社常務取締役 1987年 8 月 当社取締役副社長 1989年 6 月 当社代表取締役社長 （現任） 2007年 6 月 当社社長執行役員 （現任）	724,100株
[取締役候補者とした理由] 岩波清久氏は、永年にわたり当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、そのリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と経営に関する高い見識、実績、能力、豊富な経験を勘案し、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	いわ なみ よし のぶ 岩 波 嘉 信 (1979年 9 月 5 日生) 再任	2010年 6 月 当社入社 当社執行役員 2012年 6 月 当社取締役 （現任） 2013年 3 月 当社生産本部副本部長 2014年 3 月 当社営業本部グローバル事業推進部長 2014年 6 月 当社常務執行役員 2018年 6 月 当社専務執行役員 （現任） 当社営業本部長 （現任） （重要な兼職の状況） 日本ピラーアメリカ株式会社代表取締役 日本ピラーシンガポール株式会社代表取締役	59,300株
[取締役候補者とした理由] 岩波嘉信氏は、営業本部長としてグループの営業全般を牽引するとともに、強いリーダーシップで近年の当社海外展開を指揮しグローバル化を推進してきた実績と高い専門性を勘案し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	ほし かわ いく お 星 川 郁 生 (1957年6月9日生) 再任	2010年 6 月 当社執行役員 2014年 6 月 当社常務執行役員 2016年 3 月 当社三田工場長（現任） 2016年 6 月 当社取締役（現任） 当社技術・生産部門管掌（現任）、 生産技術本部長 2018年 4 月 当社生産本部長（現任） 2018年 6 月 当社専務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 蘇州ピラー工業有限公司董事長 日本ピラーメキシコ株式会社代表取締役	20,300株
	[取締役候補者とした理由] 星川郁生氏は、技術・生産部門管掌として近年の増産体制を確立するとともに、生産性向上での高い実績を勘案し、引き続き取締役候補者いたしました。		
4	しゅう なみ かつ ひこ 宿 南 克 彦 (1959年5月27日生) 再任	2014年 5 月 当社入社 2014年 6 月 当社取締役（現任） 当社執行役員 2015年 3 月 当社経営企画部長（現任） 2016年 6 月 当社常務執行役員（現任） 2017年 3 月 当社安全保障貿易管理室長（現任）、 情報システム部長 2018年 6 月 当社管理本部長（現任）	11,200株
	[取締役候補者とした理由] 宿南克彦氏は、管理本部長として、主に経営企画、経理、総務、人事の分野でリーダーシップを発揮しており、十分な実績と過去からの経験による豊富な知見を勘案し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
5	すず き よし のり 鈴 木 吉 宣 (1952年4月27日生) 新任 社外 独立	1975年4月 立石電機株式会社(現 オムロン株式会社)入社 2003年6月 同社執行役員 2006年6月 同社執行役員常務 2013年4月 同社執行役員専務 2013年6月 同社専務取締役ＣＦＯ 2014年4月 同志社大学大学院ビジネス研究科客員教授（現任） 2014年6月 同社代表取締役副社長ＣＦＯ 2018年6月 センクシア株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 同志社大学大学院ビジネス研究科客員教授 センクシア株式会社社外取締役	3,000株
[社外取締役候補者とした理由] 鈴木吉宣氏は、その経歴を通じて培われた事業法人の経営者としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識に裏付けされた客観的かつ有益なご意見をいただくため、新たに社外取締役候補者といたしました。			

(注) 1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2.鈴木吉宣氏は、社外取締役候補者であります。

3.本議案において鈴木吉宣氏の選任についてご承認いただいた場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

また、本議案について、監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席回数 (2018年度)	監査等委員会出席回数 (2018年度)
1	まる おか かず ひろ 丸 岡 和 広 再任	取締役 常勤監査等委員	100% (5回/5回)	100% (7回/7回)
2	もり えい いち 森 恵 一 再任 社外 独立	取締役 監査等委員	100% (6回/6回)	100% (11回/11回)
3	たか や かず みつ 高 谷 和 光 新任 社外 独立 —	—	—	—

(注) 丸岡和広氏の出席回数は、2018年6月26日の監査等委員である取締役就任以降のものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まる おか かず ひろ 丸 岡 和 広 (1958年1月12日生) 再任	2009年7月 当社入社 2011年3月 当社経理部長 2018年6月 当社取締役〔常勤監査等委員〕(現任)	2,200株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 丸岡和広氏は、経理全般に関する豊富な知識と経験を有し、財務面に強く、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できる能力を有していることを勘案し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
2	もり えい いち 森 恵 一 (1957年2月23日生) 再任 社外 独立	1982年4月 弁護士登録 2007年4月 色川法律事務所入所パートナー（現任） 2010年2月 当社監査役（一時監査役） 2010年6月 当社監査役 2017年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 住友精密工業株式会社社外監査役	—
	[2018年度取締役会への出席状況 100%] [2018年度監査等委員会への出席状況 100%] [監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 森 恵一氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家として企業法務に精通し、コーポレートガバナンスに関する十分な見識と幅広い経験を監査に活かしていただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。また、前述の実務経験を有することなどから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。		
3	たか や かず みつ 高 谷 和 光 (1958年12月1日生) 新任 社外 独立	1989年3月 公認会計士登録 1992年8月 税理士登録 2004年3月 高谷公認会計士事務所開業 2004年12月 ネクサス監査法人代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ヒラノテクシード社外取締役（監査等委員）	—
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 高谷和光氏は、公認会計士として財務及び会計に精通しており、専門的な知識と幅広い経験を監査に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。また、前述の実務経験を有することなどから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1.各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- 2.森 恵一氏及び高谷和光氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 3.社外取締役候補者が過去5年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実は、次のとおりであります。
- 森 恵一氏が社外監査役として在任している住友精密工業株式会社において、2019年1月に、防衛省との防衛装備品等に係る契約に関して費用の過大請求を行っていた事実が発覚しました。その詳細については、同社が設置した独立性、専門性の高い第三者からなる特別調査委員会が調査中ですが、森 恵一氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起をしており、当該事実が明らかになった後は、取締役会等において、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けた更なるコンプライアンス体制の強化策等について提言を行っております。
- 4.当社は、森 恵一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、本議案において同氏の選任についてご承認いただいた場合には、本契約を継続する予定であります。また、高谷和光氏の選任についてご承認いただいた場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 5.当社は、森 恵一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6.本議案において高谷和光氏の選任についてご承認いただいた場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

以 上

【ご参考】当社の「独立社外取締役の独立性判断基準」について

当社は、金融商品取引所が定めるコーポレート・ガバナンス・コード（原則4-9）及び独立性基準を踏まえ、独立社外取締役の独立性を担保するための基準を明らかにすることを目的として、監査等委員会の同意のもと、当社取締役会の承認により、「独立社外取締役の独立性判断基準」を制定しております。

当社は、当社の社外取締役又は社外取締役候補者が、当社において合理的に可能な範囲において調査した結果、次の諸項目の要件をすべて満たすと判断された場合に、社外取締役又は社外取締役候補者が十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 現に当社及び当社の関係会社（以下、併せて当社グループという）の業務執行者でなく、過去においても業務執行者であったことが一度もないこと
2. 監査等委員である社外取締役においては、当社グループの業務執行を伴わない取締役及び会計参与（会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員）であったことが一度もないこと
3. 以下の各項目に現在及び過去3年間に於いて該当しないこと
 - （1）当社グループの会計参与、執行役、執行役員、支配人その他の重要な使用人（以下、取締役等という）の2親等以内の親族でない者
 - （2）当社の大株主（10%以上の議決権を直接、間接的に保有している）又はその取締役等、もしくは当社グループが大株主となっている取締役等でないこと
 - （3）当社グループの主要な取引先企業（当社グループとの取引において、支払額、受領額が、当社グループ又は取引先グループの実質連結売上高の2%以上を占めている企業）の取締役等でないこと
 - （4）当社グループから当該年度において1,000万円以上の寄付を受けた者でないこと
 - （5）当社グループから取締役、監査役報酬以外に、当該年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者でないこと
 - （6）本人が取締役等として所属する企業と当社グループとの間で、「社外役員の相互就任関係」にないこと

以 上

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用環境の改善が続くとともに、設備投資の増加や輸出が堅調に推移するなど、緩やかな景気回復が続きました。一方、海外では欧米を中心に景気は底堅く推移しているものの、中国経済の減速や米国の通商政策に伴う世界経済への影響など先行きは不透明な状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境は、産業機器分野において、国内外の石油精製や石油化学市場が順調に推移しました。一方、電子機器関連事業においては、年度前半では半導体需要の拡大により、半導体製造装置市場は活況であったものの、足元では調整局面に入っております。

このような環境の中、当社グループは、市場のニーズを捉えた新製品の開発や新用途の開拓を進めるとともに、今後の需要拡大が見込める海外市場に対応するため、海外営業の強化を図ってまいりました。併せて、コスト競争力強化を目的とした自動化・機械化による生産性向上と将来の成長に向けた設備投資を積極的に行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は309億63百万円（前期比5.1%増）となり、利益面では、営業利益は51億26百万円（前期比0.7%減）、経常利益は52億27百万円（前期比1.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、37億19百万円（前期比8.7%増）となりました。

【事業別の概況】

産業機器関連事業（シール関連製品）

メカニカルシール製品が、国内外の石油精製や石油化学市場を中心に順調に推移したことに加えて、グランドパッキン・ガスケット製品も堅調でありました。

この結果、産業機器関連事業の売上高は107億57百万円（前期比2.8%増）、営業利益は14億85百万円（前期比11.1%増）となりました。

電子機器関連事業（樹脂関連製品）

半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品は、年度後半に半導体製造装置市場の減速があったものの、通期としては堅調に推移しました。

この結果、電子機器関連事業の売上高は201億23百万円（前期比6.4%増）、営業利益は36億41百万円（前期比4.6%減）となりました。

その他部門（不動産賃貸等）

その他部門の売上高は82百万円（前期比1.5%減）、営業利益は15百万円（前期比47.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は51億10百万円（設備稼働ベース）であり、その主なものは、当社の三田工場増強工事によるもの、生産設備の新設及び維持更新によるものであります。資金調達におきましては、自己資金により充たいたしました。

(3) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界経済に対する米国の通商政策や金融政策、及び地政学リスクなどによる影響や、日本経済に対する消費税増税による影響を見通せず、景気の先行きは不透明な状況が続くと予測されます。

このような状況の中、産業機器分野向けシール製品は、海外拠点の拡充による生産・営業活動の強化や新製品の投入により事業の拡大を図ってまいります。また、半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品は中長期的な需要拡大への対応を継続するとともに、建築業界向け免震関連製品は国内市場のみならず海外市場への販売拡大にも積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、安定した業容の拡大を目指し、新たな収益の柱となる新規事業の創出や、生産性の向上、コスト削減に向けた取組みに努めております。また、国内外の関係会社との連携強化を推し進め、グループ収益力、コスト競争力を高めてまいります。新しい技術や高機能な製品、そして企業の未来までも、それを生み出すのは人の力であります。全体最適の発想で改革をリードする人材を育てることが重要であり、専門的な技術と広い視野を持ち、グローバルに活躍できる人づくりに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	2015年度 第 68 期	2016年度 第 69 期	2017年度 第 70 期	2018年度 第 71 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	22,960	27,225	29,461	30,963
経 常 利 益 (百万円)	3,493	5,255	5,156	5,227
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	2,397	3,204	3,422	3,719
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	97.23	131.06	139.98	152.13
総 資 産 (百万円)	42,164	49,347	51,539	52,972
純 資 産 (百万円)	33,905	36,740	39,834	42,169
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,386.81	1,502.79	1,629.39	1,724.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除して算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、2017年度については、当該会計基準を遡って適用しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ピラーサービス販売株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
中部ピラーサービス販売株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の販売
東 京 ピ ラ ー 株 式 会 社	10	100.0	〃
北 陸 ピ ラ ー 株 式 会 社	40	100.0	流体制御関連機器製品の販売、不動産の賃貸
関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社	30	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
ピラーエンジニアリングサービス株式会社	10	100.0	〃
山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社	30	100.0	〃
エヌピイ工業株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の製造
日本ピラー精密株式会社	36	100.0	〃
台湾ピラー工業株式会社	61,000千台湾ドル	100.0	流体制御関連機器製品の製造及び販売
日本ピラーシンガポール株式会社	673千USドル	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
日本ピラーアメリカ株式会社	800千USドル	100.0	〃
上海ピラートレーディング有限公司	1,932千人民元	100.0	流体制御関連機器製品の販売
蘇州ピラー工業有限公司	10,346千人民元	100.0	流体制御関連機器製品の製造
日本ピラーメキシコ株式会社	100,000千メキシコペソ	99.0	〃

(注) 2018年4月に、上海ピラートレーディング有限公司を連結子会社とし、重要な子会社に追加いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、メカニカルシール製品、グランドパッキン・ガスケット製品及びピラフロン製品（ふっ素樹脂製品）を主力とした流体制御関連機器製品の製造販売を行っております。これらの製品は半導体・液晶をはじめとして電力、石油、自動車、化学、船舶、土木建築、食品、医薬品などの幅広い産業分野の重要機能部品として不可欠であり、得意先は産業界の広範囲にわたっています。また、その他として不動産賃貸業、保険代理業等を行っております。

主要な製品及び用途は次のとおりであります。

製 品	用 途
メカニカルシール製品	電力、石油精製・石油化学、化学、船舶、食品ほか
グランドパッキン・ガスケット製品	電力、石油、自動車、化学、船舶、食品ほか
ピラフロン製品	半導体・液晶、土木建築、化学、医薬品ほか

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	大阪市西区	
支 店	東京支店（東京都千代田区）	横浜支店（神奈川県横浜市）
	名古屋支店（愛知県名古屋市）	京都支店（京都府京都市）
	大阪支店（大阪府大阪市）	神戸支店（兵庫県明石市）
	広島支店（広島県広島市）	九州支店（熊本県合志市）
工 場	三田工場（兵庫県三田市）	福知山事業所（京都府福知山市）
	九州工場（熊本県合志市）	

② 重要な子会社の事業所

ピラーサービス販売株式会社（大阪府堺市）
中部ピラーサービス販売株式会社（愛知県名古屋市）
東京ピラー株式会社（神奈川県川崎市）
北陸ピラー株式会社（福井県敦賀市）
関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社（千葉県市原市）
ピラーエンジニアリングサービス株式会社（岡山県倉敷市）
山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社（山口県周南市）
エヌビイ工業株式会社（兵庫県加東市）
日本ピラー精密株式会社（兵庫県加東市）
台湾ピラー工業株式会社（台湾）
日本ピラーシンガポール株式会社（シンガポール）
日本ピラーアメリカ株式会社（アメリカ）
上海ピラートレーディング有限公司（中国）
蘇州ピラー工業有限公司（中国）
日本ピラーメキシコ株式会社（メキシコ）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
797 (170) 名	増33 (減23) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
531 (142) 名	増14 (減19) 名	39.2 歳	15.1 年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	500 百万円
株式会社三井住友銀行	500

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 25,042,406株
(3) 株主数 8,499名
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	1,463 千株	5.99 %
日本ピラー工業取引先持株会	1,174	4.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,121	4.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,055	4.32
有限会社ロックウェーブ	1,020	4.17
岩波清久	724	2.96
明治安田生命保険相互会社	700	2.86
株式会社三井住友銀行	692	2.83
株式会社みずほ銀行	592	2.42
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	576	2.36

(注) 1.当社は、自己株式を595,161株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2.持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	岩 波 清 久	
取 締 役 専務執行役員	岩 波 嘉 信	営業本部長 日本ピラーアメリカ株式会社代表取締役 日本ピラーシンガポール株式会社代表取締役
取 締 役 専務執行役員	星 川 郁 生	技術・生産部門管掌、生産本部長、三田工場長 蘇州ピラー工業有限公司董事長 日本ピラーメキシコ株式会社代表取締役
取 締 役 常務執行役員	宿 南 克 彦	管理本部長、経営企画部長、 安全保障貿易管理室長
取 締 役	永 田 武 全	
取 締 役	辻 本 健 二	レンゴー株式会社社外監査役
取 締 役 (常勤監査等委員)	丸 岡 和 広	
取 締 役 (監査等委員)	門 屋 明	公認会計士
取 締 役 (監査等委員)	森 恵 一	弁護士 住友精密工業株式会社社外監査役

- (注) 1.取締役永田武全、辻本健二及び取締役（監査等委員）門屋 明、森 恵一の各氏は、社外取締役であります。
- 2.2018年6月26日開催の第70回定時株主総会において、新たに丸岡和広氏は取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
- 3.2018年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、取締役大岩輝雄氏は任期満了により、取締役（監査等委員）神田孝三氏は辞任により、それぞれ退任いたしました。
- 4.監査等委員会は、必要な社内情報の収集・共有を行うとともに、内部監査部門、会計監査人等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、丸岡和広氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 5.取締役（監査等委員）門屋 明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6.当社は、取締役永田武全、辻本健二及び取締役（監査等委員）森 恵一の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7.当社は、執行役員制度を導入しており、2019年4月1日現在の取締役兼務執行役員4名を除く執行役員は次の7名であります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	大 宮 潤 治	営業本部グローバル事業推進部長
執 行 役 員	山 内 定 光	生産技術本部長、福知山事業所長
執 行 役 員	川 本 裕 久	A E 事業部長、A E 事業部開発部長、 事業企画部長
執 行 役 員	森 田 栄 作	営業本部東京支店長
執 行 役 員	宮 本 正 樹	技術本部長
執 行 役 員	上 田 栄	営業本部営業3部長
執 行 役 員	和 田 正 人	営業本部営業2部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 取締役の報酬等

① 報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等は、業績や企業価値との連動を勘案し、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気向上を一層高めるとともに、業務執行の適切な監督・監査によるコーポレート・ガバナンス向上を担う優秀な人材を確保することを目的に、各職務に応じた適正な報酬水準、報酬体系としています。

各取締役の報酬等の額は月額固定報酬としておりますが、その中には前年度における役割、貢献度、業績寄与度を評価した業績連動報酬を加減したうえで、株主総会にて決議された金額の範囲内で決定し、代表取締役が事前に独立社外取締役と協議を行ったうえで取締役会にて決議しております。

社外取締役につきましては、招聘時に業務内容等とあわせて報酬等の額を決定しております。業務執行から独立した立場にあるため、業績連動報酬部分は支給しておりません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	7名	118百万円
取締役（監査等委員）	4名	10百万円
合 計 （うち社外役員）	11名 （4名）	129百万円 （14百万円）

- (注) 1.取締役(監査等委員を除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2.上記には、2018年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
3.上記支給額のほか、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、取締役（監査等委員を除く）1名（社外取締役0名）に対して300万円を支給しております。
4.取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第69回定時株主総会において、年額240百万円以内と決議いただいております。
5.取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第69回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役辻本健二氏は、レンゴー株式会社の社外監査役を兼任しております。また、取締役（監査等委員）森 恵一氏は、住友精密工業株式会社の社外監査役を兼任しております。

なお、それぞれの会社と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	永田 武全	当事業年度開催の取締役会6回すべてに出席し、必要に応じ、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地からの発言を行っております。
取 締 役	辻本 健二	当事業年度開催の取締役会6回すべてに出席し、必要に応じ、生産性運動・労使関係等に深い知識と経験からの発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	門屋 明	当事業年度開催の取締役会6回すべてに、また、監査等委員会11回のうち10回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	森 恵一	当事業年度開催の取締役会6回すべてに、また、監査等委員会11回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
②	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
- 3.当社の重要な子会社のうち、台湾ピラー工業株式会社、日本ピラーシンガポール株式会社、日本ピラーアメリカ株式会社、上海ピラートレーディング有限公司、蘇州ピラー工業有限公司、日本ピラーメキシコ株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断したときには、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の基本方針（内部統制システムの基本方針）につき、以下のとおり決議しております。

(1) 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、執行役員を構成メンバーとする「企業倫理委員会」「CSR委員会」を設置し、法令・定款及び社内規程の遵守・徹底を図っております。取締役、執行役員及び使用人には、「コンプライアンス規程」に基づき必要に応じて社内研修会を実施し、法令遵守の周知徹底を図っております。また、社内（当社グループ会社を含む。）の不正行為等に関する社員からの通報又は相談に対応するため、通報者には不利益を及ぼさないことを保障した「内部通報規程」を定めております。
- ② 取締役、執行役員及び使用人一人ひとりが法令、社内規程、社会通念等を遵守した行動をとるための規範として「企業倫理規範」や「企業行動基準」を定め、社員ハンドブックを作成し、その周知徹底を図っております。
- ③ 当社及び当社グループ会社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務づけられた書類及び重要な書類については、「文書管理規程」などの社内規程に基づき適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しを行うものとしております。

(3) 当社及び当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括するため、「危機管理委員会」を設置するとともに、事業活動に係るリスクについて、その迅速な対応を行うことを目的として、当社及び当社グループ会社が共有する「危機管理規程」を定め、同規程に基づいたリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、社長の指名を受けた者を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響等を最小限にとどめるための体制を立ち上げ、迅速な対応にあたることにしております。また、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、「情報開示委員会」を設置し、適時適切な情報開示を行う体制を構築しております。

(4) 当社及び当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を経営方針、重要事項等の意思決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけ、取締役会が決定した経営方針等に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度により、効率的な執行体制を確保いたします。また、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議を目的とした執行役員が出席する経営会議を定期的に開催しております。
- ② 当社及び当社グループ会社は、取締役会を定例的に開催し、また必要に応じて臨時に開催することにより、重要事項の決議及び取締役の業務執行状況の監督を行っております。
- ③ 「取締役会規程」「執行役員規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づく決裁及び報告による子会社経営の管理を行うものとしておりますが、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととしております。また、内部監査部門は、当社及び当社グループ会社の内部監査を定期的を実施しております。
- ② 当社の「企業倫理規範」や「企業行動基準」は、当社グループ会社すべてに適用する行動指針として位置づけ、当社が作成した社員ハンドブックを配付し、法令、社内規程、社会通念等遵守の周知徹底を図っております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人は配置していませんが、必要に応じて内部監査室が補助業務を行う体制をとるものとしております。また、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置する場合は、その任命・異動等については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換のうえ決定することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保いたします。当該使用人は、会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の職務の補助に従事するものとし、ます。

(7) 当社及び当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)並びに使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社及び当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に報告及び情報提供を行っております。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会、経営会議等主要会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧等により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、必要に応じて取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
- ③ 当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、周知徹底を図っております。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、緊密な連携をとっております。
- ② 当社は、監査等委員会がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとしております。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

- ① 「企業倫理規範」「企業行動基準」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係をもたず、これらの圧力に対しても毅然とした態度で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを基本方針としております。
- ② 「民事暴力対策規程」を定め、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署及び責任者を整備しております。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「企業倫理規範」や「企業行動基準」に基づき、全役職員が法令、社内規程、社会通念等を遵守するよう各種会議や社内教育を実施するほか、全役職員に携帯カードを配付して周知徹底しております。また、「内部通報規程」において、社内外に内部通報窓口を定め、適切に運用を行っております。社外の内部通報窓口を顧問弁護士とし、その連絡先は、社内イントラネットに掲載し周知徹底しております。

(2) リスク管理

事業活動に伴う多様なリスクの発生を防ぎ、危機管理全体を統括するため「危機管理委員会」を設置し、リスク管理体制の強化を推進しております。また、リスクの顕在化時に生じる損失又は不利益を最小限に留めるためBCP（事業継続計画）を整備しております。

(3) 取締役の職務の執行

当事業年度では取締役会を6回開催し、経営方針や業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、取締役が担当する業務執行報告を行い、その妥当性及び効率性の監督を行っております。また、取締役会議事録についても正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

執行役員が出席する経営会議を原則月1回開催し、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議を行っております。

(4) 監査等委員会の職務の執行

当事業年度では監査等委員会を11回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査等委員は、取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議、その他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る部門が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、代表取締役社長及び内部監査部門並びに会計監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2017年6月23日開催の第69回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続いたしました。本プランの概要は以下のとおりであります。

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていく必要があると考えております。仮に当社株式の大量取得を目的とする買付けが行われた場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきではありますが、不当な目的による企業買収である場合には、企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の責務であると考えております。従いまして、株主の皆様が判断するにあたって、十分な情報が提供されることが極めて重要であり、大量買付者の事業内容、将来の事業計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為又は買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発で応え、お客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。また、創業以来脈々と受け継がれてきた社は「品質第一」「和衷協力」「一歩研究」の精神が、今日につながる企業活動の中に生き続け、これまでの発展と今後の一層の飛躍に不可欠なものであると考えています。このような創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、当社の企業文化の継続・発展をととして当社の社会的意義を高めることにより、結果として企業価値及び株主共同の利益を最大化することにつながるものと考えています。

このような考えのもと、当社はコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請などに対応しつつ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、新たに2020年3月までの3事業年度に関する中期経営計画「B T vision19（ブレイクスルービジョンイチキュウ）」を2017年4月からスタートさせています。本計画は「企業競争力の強化」「グローバル事業の推進」「新規事業の創出」「人材育成」を基本方針とし、これらを追求することによりお客様との強固な信頼関係を構築し、さらなる成長と企業価値の向上を目指します。当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、これらの取組みを着実に実行することで、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社と当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

① 対象となる大規模買付行為

本プランは、当社が発行者である株式等について、(a) 保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、又は (b) 公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（係る行為を以下、「大規模買付行為」といいます。）を適用対象とします。（ただし、取締役会が承認したものを除きます。）

② 意向表明書及び必要情報、取締役会評価期間

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）には、(a) 本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（「意向表明書」といいます。）の提出及び買付内容等の評価・検討等に必要かつ十分な情報の提供と、(b) 当社取締役会による適切な評価期間の確保を要請いたします。当社取締役会は、評価期間内において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提出された必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

③ 独立委員会の勧告等

独立社外者（現時点においては社外取締役2名、社外有識者1名）から構成される独立委員会は、上記取締役会の評価期間内に、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動の勧告をします。ただし、買付者等による大規模買付行為が専ら買付者等の短期的な利益のみを目的とするものである等、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告することがあります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

④ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から、独立委員会からの勧告を受けた後速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。当社取締役会は、当該株主総会の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

本プランにおける対抗措置の具体的内容としては、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとし、当該決議を行った場合速やかに当該決議の概要その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑤ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2020年6月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間です。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されたことになります。また、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されたことになります。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足しており、かつ企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記（3）で記載のとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されるものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえ継続されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外取締役及び社外有識者によって構成される独立委員会が設置されており、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、有効期限が最長3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、企業体質の強化や安定的な業容の拡大にその充実が不可欠であると認識しております。従って、内部留保金は競争力強化や新技術の開発、研究開発など長期的な視点に立って、将来の企業価値を高めるための投資に有効に活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	28,375	流 動 負 債	8,608
現金及び預金	12,912	支払手形及び買掛金	2,985
受取手形及び売掛金	7,423	短期借入金	200
電子記録債権	4,603	1年内返済予定の長期借入金	439
商品及び製品	1,055	未払金	2,889
仕掛品	1,360	未払法人税等	729
原材料及び貯蔵品	648	賞与引当金	771
その他	374	資産除去債務	98
貸倒引当金	△3	その他	494
固 定 資 産	24,597	固 定 負 債	2,194
有形固定資産	20,266	長期借入金	443
建物及び構築物	12,817	繰延税金負債	1
機械装置及び運搬具	2,000	退職給付に係る負債	1,467
土地	4,800	資産除去債務	58
建設仮勘定	334	その他	223
その他	313	負 債 合 計	10,802
無形固定資産	173	純資産の部	
ソフトウェア	98	株 主 資 本	40,587
電話加入権	13	資本金	4,966
その他	61	資本剰余金	5,190
投資その他の資産	4,156	利益剰余金	30,897
投資有価証券	3,477	自己株式	△466
退職給付に係る資産	81	その他の包括利益累計額	1,581
繰延税金資産	280	その他有価証券評価差額金	1,350
その他	336	為替換算調整勘定	224
貸倒引当金	△18	退職給付に係る調整累計額	6
資 産 合 計	52,972	純 資 産 合 計	42,169
		負 債 純 資 産 合 計	52,972

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		30,963
売上原価		20,214
売上総利益		10,748
販売費及び一般管理費		5,622
営業利益		5,126
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	78	
仕入割引	18	
その他	25	126
営業外費用		
支払利息	5	
為替差損	10	
固定資産処分損	5	
その他	3	24
経常利益		5,227
特別利益		
固定資産売却益	596	
投資有価証券売却益	6	602
特別損失		
減損損失	282	
固定資産売却損	4	
工場建替関連費用	86	373
税金等調整前当期純利益		5,456
法人税、住民税及び事業税	1,634	
法人税等調整額	103	1,737
当期純利益		3,719
親会社株主に帰属する当期純利益		3,719

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,966	5,190	27,966	△465	37,657
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△953		△953
親会社株主に帰属する当期純利益			3,719		3,719
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			164		164
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,930	△0	2,930
当 期 末 残 高	4,966	5,190	30,897	△466	40,587

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,818	318	40	2,176	39,834
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△953
親会社株主に帰属する当期純利益					3,719
自 己 株 式 の 取 得					△0
連 結 範 囲 の 変 動					164
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△467	△93	△33	△594	△594
当 期 変 動 額 合 計	△467	△93	△33	△594	2,335
当 期 末 残 高	1,350	224	6	1,581	42,169

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	23,130	流 動 負 債	8,368
現 金 及 び 預 金	8,179	支 払 手 形	197
受 取 手 形	2,007	買 掛 金	3,062
電 子 記 録 債 権	4,550	短 期 借 入 金	200
売 掛 金	5,508	1年内返済予定の長期借入金	439
商 品 及 び 製 品	755	リ ー ス 債 務	10
仕 掛 品	1,184	未 払 金	2,799
原材料及び貯蔵品	499	未 払 費 用	158
前 払 費 用	20	未 払 法 人 税 等	592
そ の 他	423	預 り 金	57
固 定 資 産	23,405	賞 与 引 当 金	670
有形固定資産	15,946	資 産 除 去 債 務	98
建 物	10,001	そ の 他	81
構 築 物	194	固 定 負 債	2,057
機 械 及 び 装 置	1,414	長 期 借 入 金	443
車 両 運 搬 具	6	リ ー ス 債 務	14
工具、器具及び備品	259	退 職 給 付 引 当 金	1,360
土 地	3,789	資 産 除 去 債 務	57
リ ー ス 資 産	25	そ の 他	180
建 設 仮 勘 定	256	負 債 合 計	10,426
無形固定資産	163	純資産の部	
ソ フ ト ウ ェ ア	91	株 主 資 本	34,774
電 話 加 入 権	10	資 本 金	4,966
そ の 他	61	資 本 剰 余 金	5,190
投資その他の資産	7,295	資 本 準 備 金	4,731
投 資 有 価 証 券	3,159	そ の 他 資 本 剰 余 金	459
関 係 会 社 株 式	1,718	利 益 剰 余 金	25,083
関 係 会 社 出 資 金	179	利 益 準 備 金	436
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,645	そ の 他 利 益 剰 余 金	24,647
固 定 化 営 業 債 権	0	特 別 償 却 準 備 金	47
長 期 前 払 費 用	9	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	11
前 払 年 金 費 用	40	別 途 積 立 金	3,541
繰 延 税 金 資 産	289	繰 越 利 益 剰 余 金	21,047
そ の 他	272	自 己 株 式	△466
貸 倒 引 当 金	△18	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,335
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,335
資 産 合 計	46,536	純 資 産 合 計	36,110
		負 債 純 資 産 合 計	46,536

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		28,987
売 上 原 価		20,190
売 上 総 利 益		8,797
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,716
営 業 利 益		4,080
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	27	
受 取 配 当 金	125	
為 替 差 益	37	
そ の 他	45	236
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
売 上 割 引	1	
固 定 資 産 処 分 損	5	
そ の 他	0	11
経 常 利 益		4,306
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	597	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6	603
特 別 損 失		
減 損 損 失	258	
固 定 資 産 売 却 損	4	
工 場 建 替 関 連 費 用	86	348
税 引 前 当 期 純 利 益		4,560
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,291	
法 人 税 等 調 整 額	89	1,381
当 期 純 利 益		3,179

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,966	4,731	459	5,190
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	4,966	4,731	459	5,190

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
特別償却 準備金		固定資産 圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	436	68	11	3,541	18,799	22,857
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△953	△953
特別償却準備金の取崩		△20			20	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△0		0	－
当 期 純 利 益					3,179	3,179
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	－	△20	△0	－	2,247	2,226
当 期 末 残 高	436	47	11	3,541	21,047	25,083

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価・換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△465	32,548	1,799	1,799	34,347
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△953			△953
特別償却準備金の取崩		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当 期 純 利 益		3,179			3,179
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△463	△463	△463
当 期 変 動 額 合 計	△0	2,226	△463	△463	1,762
当 期 末 残 高	△466	34,774	1,335	1,335	36,110

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

日本ピラー工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 敬 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピラー工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピラー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月7日

日本ピラー工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 敬 久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 谷 徳 雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピラー工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査の方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準、監査等委員会規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議等に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場、支店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて当該子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、事業の報告を受けました。
- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

日本ピラー工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 丸 岡 和 広 (印)

監 査 等 委 員 門 屋 明 (印)

監 査 等 委 員 森 恵 一 (印)

(注) 監査等委員門屋 明及び森 恵一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

大阪市西区新町1丁目7番1号

日本ピラー工業株式会社 本社4階会議室

TEL (06) 7166-8281 (代表)

交通のご案内

地下鉄

四ツ橋線 **四ツ橋駅** 2番出口より徒歩3分

御堂筋線・長堀鶴見緑地線 **心斎橋駅**
より徒歩8分

※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。